広報こすど

発行所 小須戸町公民館
発行人 宮崎純一
発行日 毎月1日
1部 5円
印刷所 昭栄堂印刷所

# 町民体育館が五月に完成！

## ―各種運動に活用を―

昨年より工事をはじめております「町民体育館建設」工事は、いよいよ最終段階に入り、今年五月末の完成をめざして急ピッチに工事がおこなわれております。

この町民体育館をつくるにあたっては、本町において従来、町民のスポーツ施設がほとんどなく小・中学校の施設を利用して、しのいできたのですが、近年各種スポーツ活動の振興にともなって現状の施設では不足のため、どうしても独立の専用体育館を設置する必要に迫られたわけであります。一層活発な体育運動を促進して、町民の多年の要望にこたえ、各種の事業遂行により、大いに町勢の発展をみたいものです。また スポーツによる町民の体力つくりと明朗なる精神の涵養を期し、いわゆる人づくりは町勢発展の基盤をなすものとなり、この町民体育館の完成は、町民全体の要望であり、一日も早い利用を待たれています。

内部の施設設備については、テニスコート一面、バレーボールコート二面、バスケットコート二面、バトミントンコート（シングル四面、ダブル二面）高鉄棒二間、低鉄棒五間現在未設ではあるが、リクライニングロープ、吊環、バスケット台（移動式）が設備され、その他ロッカー（男女共各五一）シャワー室各二、全身鏡二カ所、拡声機、インターホーン等が取りつけられることになっていますから、利用できる体育関係ではテニス、バレーボール、バスケットボール、バトミントン高鉄棒、低鉄棒、道、体操、跳箱、マット等となります。

また大設ではあるが吊環リクライニングロープ等も施設すれば出来ることになります。

利用方針については、今後関係者と打合わせをしながら定めることになりますが、現在では中学生、定時制高校生徒には充分利用してもらうし、体協参加の各クラブ活動にも活発に利用してもらい、また青年団、婦人団体の体位向上、中老年の体位保持（トレーニングセンター）等各方面が望まれる。

また さる二月十日、二月二十五日には、利用者代表から参集願い、利用方法等について打合わせを聞き、これからの小須戸町民の体育向上と、健全な心身づくりに役立て明るい町づくりとつなげたいものです。

なお、町民体育館の概要については、つぎのとおりです。

建設予定地
大字横川浜五二六番地
面積　一、一九六坪（六五九㎡）
建物敷地　二、一七六㎡
工費　五、八五〇万円
その他　三二五万円
合計　六、一七五万円

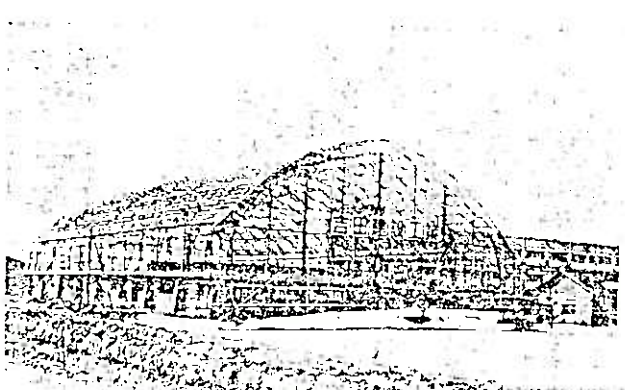

小須戸町民体育館新築工事
設計監理 ART建築設計事務所
施工 株式会社 吉田建設工業
大館市内七軒町
TEL.(0) 72-1184

## 「中小企業」近代化資金貸付

第一次申請
昭和四十五年四月一日から五月十五日まで
第二次申請
昭和四十五年九月一日から同月三十日まで

貸付申請手続きをされる方は、役場産業課か町商工会へご連絡下さい。

## 定期監査結果の公表

地方自治法第一九九条第三項の規定により、昭和四十五年二月十七・十八日に行なった定期監査の結果を、同法同条第八項の規定により公表する

昭和四十五年二月二十四日

小須戸町監査委員
間野良知
小須戸町監査委員
響田奈賀雄

一、監査の対象
小須戸小学校、小須戸中学校、定時制高校小須戸分校、矢代田小学校、学校給食共同調理場、小須戸町公民館、小須戸町教育委員会

二、財務事務の執行について
予算差引簿その他消耗品郵便料等の受払いは全般的には良好であったが、一部ではあるがなお不充分のものもあった。電話料は公私に分けて記帳されていたが、私用分の記帳漏れがあった。これは結果的には担当職員に迷惑を及ぼすこととともなり公用分にも影響を及ぼすオソレを内包するので記帳励行方指導されたい。

三、備品の管理保管について
各校にはそれぞれ帳附による備品が相当数あるがその書意を記録にとどめると共に、備品台帳と現品の照合確認を行なわれたい。概して備品は良好に管理されていた。

四、校舎等の維持管理について
消火器等は法令に合致して設備されていたが、ストーブ焚付油の保管場所が適当でないとみうけられるもの、また雨樋が不完全であったり、ナダレ除けの設備がなかったため、屋根の端口を損傷していた所もあるので防災維持管理には特に留意されたい。

## 目に見えない町づくり

私たちの子どものころ「お月様にうさぎが餅をついている？」と親から聞かされ、半信半疑にそれを信じて今日までいたが、さる日この地球からはるか遠いお月様に、アメリカの三人の宇宙飛行士が、月面上に降りて岩石など、標本採集や観測装置をして、テレビ送信などして、月の旅を地球へ送ってくれた。

人類が初めて未知の月に行って「三人が万一途中に事故でもなければよいが」という一種の不安から、結局テレビと最後までつき合った人も多かったと思う。月に行った三人が無事帰って来て、本当によかった。この偉大な一つの開発は、数千万億の金鉱の発見より偉大な発見で、世界はこのお蔭で明るい世界になって、力強く平和な歩みを進められることだろう。

すでにこうして宇宙時代と共に、私たちの身の廻りにいろいろの機械開発から、電波の時代が迫って来ている。今までだと旅行の計算を頭でやらねばならなかったが、このごろでは電子頭脳が旅行案内をしてくれる。友人が「金は二万円ある、三日間東北の静かな温泉場で過したい、どこがよいか」と電子頭脳にたずねると「山形県の○○温泉と○○温泉と答え、汽車賃、宿泊料、旅館数など実に細かく正確に答える時代である」が一面私たちの住んでいる地域も社会の移り変りと共に、新しい地域づくりの一環として「広域市町村圏構想」が打ちだされている。

近年交通や通信が発達すると、私たちの生活行動範囲はどんどん広がって、都市と農村部の往来は通勤や買い物、レジャーなどで日増しに激しくなってきて、農村でも都市なみの生活要求が強くなっている。

政治も主権在民となり男女も同権となって、富家も華族方もみんな私たちと同じくなった。今は神様と仏様と天皇ご一家だけが特別にされるだけで、他はみんな平等になった。だが同じ人間に生まれてきても、人に好かれる人もあれば嫌われる人もあり、また可愛がられる人もあれば憎まれる人もある。尊敬される人があれば軽蔑される人、慕われる人もあれば、いやがられる人もある。どうしてこんなに多種多様の生活をせねばならなくなっただろうか。これは各人各自が過去を顧み気持ちのよい生活に努める必要であるのではないか、それでこそ明るい家庭、明るい町づくりができると思う。明るい町づくりにもいろいろの施策があろうが、なに一つの施策を行なうにしても財源が必要である。その財源の確保に町民全体の努力することによって、容易に確保できるものがある。

それは「たばこ」は町内で必ず買うことである今年の町予算をながめると、「たばこ消費税」が一〇、一三万六千円が計上されている。この金は四十四年度の当町の売上金より一部が、専売公社から還元される予定の金であるこの金は町民の皆さんが毎日一個づつ買ったものが、つもりつもって町に還元されてきたものです。この金で道路や学校施設の整備、保育所の施設、下水道の充実、環境衛生等の費用として町全体に使用されてゆきます。

私たち日常の生活の中で、計画的に町内からたばこを買うと、業者はもとより町としても貴重な財源となります。

このようにして私たちの生活に直接還元されてくる、この大切なたばこを思うとき、たばこは是非町内で買って、明るい町づくりに一層努めたいものです。

（矢代田　薬屋徳一）

## 温室は春

▽▽▽▽▽▽
中学校
△△△△△△

先日は町長さんや教育長さんにパンジーとゼラニウムの鉢植えが届けられ、たいへん喜ばれております。小須戸町の産業を支える園芸が、中学校でも関心をもたれ、実際教育に生かされていることは、すばらしいことだと思います。

毎日、温室の世話をしている生徒さんに感想を聞いてみますと、

種子を蒔いて小さい芽がでる。それを一本一本植えることは、たいへんつらいと思うときもあるが、きれいな花が咲くとつらいことも忘れてしまう。寒い日、室温、地温気温を計ったり、雪のけしたりするのも少しつらいが、花を摘るのはとてもたのしい――。

と言ってくれました。

暖かく見守ってやりましょう。

昨年九月末、中学校校庭に二十坪の温室が完成しました。温室管理については、園芸クラブを設けてやることになっておりますが、時間的な無理もあって、実際には佐藤学級の生徒さんが中心になって、毎日温室通いをしております。

現在、パンジー、ゼラニウム、カーネーション、さつき、きんせんか、などが温室いっぱいに咲いており、みごとな栽培を行なっております。

## 新潟県交通災害共済組合に加入いたしましょう

交通禍の増加に伴って毎日の新聞、テレビ、ラジオ等のニュースに、交通事故がないことはありません。特に最近は老人と子供の交通事故が目立って増えています。一人一日一円の掛金（会費）で会員負担相互の助け合いによって、この痛ましい交通事故にあわれた人たちに見舞金をお上げしようと県下百四市町村共同で結成した組合が、新潟県交通災害共済組合であります。

小須戸町の新潟県交通災害共済組合に加入されている昭和四十四年度十二月末現在の会員数は、大人二千八十五人、中学生以下九百九十五人で、この納入掛金（会費）総額は百四万三千三百五円であります。また交通事故にあわれて見舞金をお上げした会員は十一名で見舞金の額は計三十万五千円であり、見舞金を請求されようとしている会員は四名おられます。

見舞金は通路上における交通事故ばかりでなく田畑耕作中の耕耘機等の車輌による死傷、工場の構内等で車輌による死傷、車庫入れの際の車輌による死傷、また運行中の車輌の転倒による死傷等であります。見舞金請求の手続きは簡単ですので、見舞金の請求を希望される方は町役場総務課へお問い合わせ下さい。

昭和四十五年度新潟県交通災害共済組合の会員として、全家族そろって加入下さいますようお願いいたします。一年分の会費は大人三六〇円、中学生以下は三百円です。

## お持ちですか選挙権を

四月には県知事選挙が予定されていますが、本町にながく居住しておられても、転入届を怠っている方は選挙権がありません。転入届をされてから三カ月居住してから選挙人名簿にのることになっていますので、この手続きをしておられない方は早急に役場住民課に手続きをしてください。

ちに見舞金をお上げして御見舞申上げようと県下百四市町村共同で結成した組合が、新潟県交通災害共済組合であります。

# 新潟都市計画区域について

昭和四十五年二月七日付けで、さきに建設大臣が指定した市町村の都市計画区域について、変更の公告がなされました。

当町は、新潟都市計画区域内の一員として、新しい町造りを推進することになります。格別のご協力と、ご援助をお願いいたします。

これからの作業内容として考えられますことは次の事項となります。

1．市街化区域（町造りをしてゆくところ）と市街化調整区域（農地として保全してゆくところ）を区域分けをすることになります。

現在、関係部落の各位と懇談協議をしております。これが決定されますと、それぞれの目的を達成するため、いろいろ制約される事情が出てまいりますので町の都市計画審議会にはかり、協議をしております。（二月中旬、各審議員あて回覧の「市街化区域および市街化調整区域に関する基本構想」と「住みよい都市づくりのために」を参照願います。

2．公聴会は三月八日に実施され、県は作業を進めております。

3．区域分けは縦覧手続きを経て、二月末決定を目標としてまいりました。

それでは、現在考えられている市街化等の区域概況については次のように考えられております。

1．町部は商店街（商業地区）を中心として、上は新町と中学校前通りを結ぶ車庫前通りの道路沿線を境として、下は、東城町と新保を結ぶ道路沿線附近を境として考えられています。東側については、二号幹線の用水が境となります。

2．山手については天ケ沢新田の本村附近を境として、金山附近までが考えられています。

なお市街化調整区域内にはいると思われます地域で、住宅工場等（農業に関連あるものは除く）で、建築等構造物を設置する計画のある方は、至急農業委員会でご相談のうえ、手続きしてください。区域分けが決定されると、強い制約を受けることになります。

## 住みよく働きよい町づくりへ……

昭和四十四年六月十四日、新しい都市づくりの基本となる都市計画法が施行されました。

この法律には、現在の都市が抱えているいろいろな悩み……地価の高騰、通勤難、郊外の無秩序なスプロール……等々をなんとか解決したい、そして国土の均衡ある発展をはかりたいという願いがこめられております。

本県ではこの新法の願いを受け、大平洋側にくらべ、はるかに遅れている県内各都市の開発および整備を積極的に推進するとともに、本県に即した形の都市計画も進めようと考えています。

たとえば、産業基盤の確立による県外出稼ぎの防止もその一つですし、無秩序な開発や下水道の整備も急を要する問題だといえましょう。

ところで、新法では都市計画を進めるにあたって、まず都市計画を行なう場所（都市計画区域）を定め、この中に今後十年間に積極的に市街化を促進する区域（市街化区域）と、逆にこれを抑制する区域（市街化調整区域）を定めるよう規定しております。

本県でも新潟地区の十一市町村、長岡地区の六市町村がこの区分を行なうことになりますが、これらの区域には秩序ある都市づくりのため、宅地造成などに一定の制限が加えられることになります。

新法に対する期待と不安がいろいろとりざたされている今日、市街化区域に入ったらどうなるか又は市街化調整区域に指定されたらどうなるのか問題点をいくつか拾い出して、ここにのせてみました。

新しい都市づくりのため、町民の皆さんご協力をお願いします。

## 市街化区域はどうなるか

問一＝市街化区域に入ると現在農地である土地も、すべて固定資産税が評価替えされると聞きましたが、ほんとうでしょうか。

答＝当面そういうことはありません。市街化区域になると今後は農地の転用許可が不要となり、届出だけでよくなるわけですが、この農地転用届出が提出された時点で、宅地なみの評価が行なわれることになります。ただ税制調査会の答申では「市街化区域内の街路や公園、下水など市街地として都市施設が整備された地域においては、周辺宅地との課税の均衡を図るべきである」といっていますが、これは客観的にみて宅地同様になった農地についての問題であります。

したがって市街化区域内でも、都市施設の整備されていない地域内のかなりまとまった規模の農地に対しては、宅地並みの課税をすることにはならないと思います。なお答申による政府の結論はまだでていません。

問二＝市街化区域では農業ができなくなるとのことですが、私はほかに技術もなく一生農業を続けたいと思っています。私のような場合、どうしたらよいのでしょうか。

答＝市街化区域は今後十年間に整然とした市街地を作るための区域ですから、これから道路や下水が積極的に整備されてゆきます。

したがって土地基盤整備事業その他の効用が長期に及ぶ農業投資は原則として行ないません。

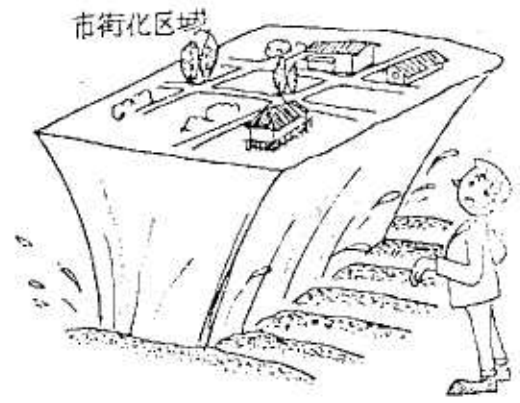


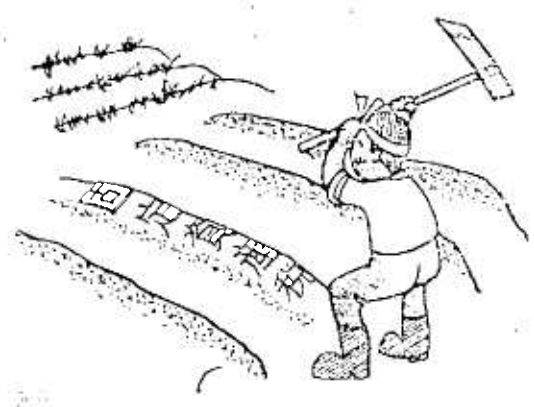

農業施設の設置事業、機械施設設置事業、病虫害防除事業等の農地投資は行なうことにしています。

また次のような方法で生活再建措置が行なわれることになります。

(1)市街化調整区域内で農地を手放したい人との間に、土地の交換や売買を行ないます。すなわち農業を続けたい人は、市街化調整区域内に代替農地のあっせんを受け、そこに移転するか又は市街化区域内の自宅から車で農場へ通うということも考えられます。

この代替農地のあっせん等の仕事は、市町村の農業委員会が中心になって行なうことになっています。

ところで、市街化区域の農地を手放し、調整区域の農地を買う場合は、税金がかからないことになっています。税法上の買換え制度は四十四年十二月末で廃止となりましたが、今の場合のようなときとは、特例として認められることになっています。

(2)次に、農業を続ける意思のない人には、優先的に農業訓練を行ない再就職のあっせんも行なうことになっています。

問三＝市街化区域の中では土地の値段が上って一般サラリーマンはとても買えないようになるとのことですが困ってしまいます。むしろこんなことはしない方がよいと思いますが、どうなんでしょうか。

答＝市街化区域は、ほぼ十年以内に優先的かつ計画的に公共投資を行なっていく地域です。そしてその範囲はおおむね十年後の人口産業の見通しにたって、これを適正に収容できるだけの広さがとられますから、市街化区域設定に伴う思惑的な地価の上昇は避けられると思います。問題は宅地についての需要と供給のバランスです。

すなわち市街化区域の面積が、需要にくらべてせまければ地価は上がり逆に市街化区域を広くすれば宅地は供給過剰となり、地価は下ります。

しかし市街化区域には都市としての公共投資が必要ですから、むやみに広くとるわけにゆきません。そこで県としてはできるだけ正確な資料を選び、適切な規模の市街化区域を設定しようとしています。

ところで、はんとうに地価が上がるのは市街化区域の中の「売り惜しみ」や、一般の思惑によるものが多いわけですから、これらの対策として政府では、譲渡所得税の改正や固定資産税、都市計画税の適正化、宅地税の新設等の税制面からの検討を行なうとともに、新市街地においては土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、一団地の住宅施設等の市街地の面的整備の計画を積極的に定めて、宅地を大量に供給してゆく方針です。

問四＝市街化区域でも勝手に宅地造成はできないということですが、どうしてですか。

答＝さきほども述べたとおり、都市では整然とした町づくりが必要ですから、道路のない家や汚水や工場廃水を流しっぱなしにするような宅地開発は防止しなければなりません。したがって、町づくりに影響があるとみられる一、〇〇〇㎡（約三〇〇坪）以上の開発は知事の許可が必要となります。（一、〇〇〇㎡以下の小規模な開発については建築確認の際、チェックされることになっています）なお特に乱開発が行なわれるような地域で知事が町づくり上必要と認めたところでは、最大限三〇〇㎡（約一〇〇坪）以上の開発から許可が必要となる場合があります

問五＝市街化区域の中では、土地収用法が適用され、土地を取りあげられるという話しを聞きましたが、どういうことですか。

答＝市街化区域の中では、いろいろな都市計画事業が行なわれていますたとえば狭い道路を広げたり、バイパスが造られたり、公園が設置されたりして、人々が住みよくかつ動きやすい都市づくりが行なわれることになります。いわゆる公共事業が盛んに行なわれるわけです。

ところで、これらの公共施設を作るためには、どうしても土地が必要となりますので、適正な価格で所有者と交渉を行ない、用地を収得するわけです。しかしどうしても所得者が承諾しない場合は、土地収用委員会にはかってその土地の収用をきめることになります。もちろん道路や公園の位置を決めるにあたっては都市計画法の手続きにしたがって住民の意見をききながら、民主的に行なわれることになっています。よく市街化区域全部が収用の対象になるという話しをききますが、そうではなく、土地収用は都市に必要な道路とか公園とか公共、公益施設の整備のため必要な部分の土地に適用される場合があるだけです。

（3面へ続く）